

平成30年4月
長崎県警察本部

国外犯罪被害弔慰金等の支給の裁定に係る審査基準について

1 規則等の題名

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第11条第1項の国外犯罪被害弔慰金等の支給についての裁定に係る審査基準

2 意見公募を実施しなかった旨及び理由

警察庁において、今回の審査基準と実質的に同一内容の「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」について既に意見公募を実施していることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号の規定に基づき意見公募を実施しませんでした。

3 制定日

平成30年4月1日